

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市大高洲町 9 番地の 2
名 称 株式会社ジェイ・エム・アール
代 表 者 代表取締役 反保 重治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松本 眞



許 可 の 年 月 日 平成 31 年 3 月 6 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 8 年 3 月 5 日

1. 事業の範囲

中間処理業（廃蛍光管・廃水銀ランプ・廃 LED ランプの破碎及び水銀回収による再資源化）
取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類（廃蛍光管・廃水銀ランプ・廃 LED ランプに限る。）（*）
 - ② 金属くず（廃蛍光管・廃水銀ランプ・廃 LED ランプに限る。）（*）
 - ③ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管・廃水銀ランプ・廃 LED ランプに限る。）（*）
- 以上 3 種類（*は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎及び水銀回収による再資源化施設

設 置 場 所：兵庫県尼崎市大高洲町 9 番地の 2

設置年月日：平成 14 年 2 月 21 日

処 理 能 力：40W 蛍光管（直管）に換算して 32,000 本／日

3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
- (3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 14 年 3 月 6 日	新規許可
平成 19 年 3 月 6 日	更新許可
平成 24 年 3 月 6 日	更新許可
平成 24 年 3 月 23 日	変更許可(品目追加)
平成 31 年 3 月 6 日	更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

無